

向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書

向日市（以下「市」という。）と乙訓消防組合（以下「消防組合」という。）は、避難行動要支援者の名簿情報の提供にあたり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法第49条の10の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を同法第49条の11の規定により、市が消防組合に提供するにあたり、その名簿情報の取扱いについて定めるものとする。

（名簿情報の提供）

第2条 市は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援等（災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を実施するため、年1回、名簿情報を消防組合に提供する。

2 市が消防組合に提供する名簿情報は、紙に印字された文書の形式とする。

3 消防組合は、名簿情報を受領した際は、避難行動要支援者名簿情報受領書（様式第1号）を市に提出するものとする。

4 市は、更新した名簿情報を提供する際は、消防組合から既に提供した名簿情報の返却を受けるものとする。

（名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者）

第3条 消防組合は、提供された名簿情報を管理する者（以下「名簿情報管理責任者」という。）を定め、名簿情報管理責任者及び名簿情報の保管場所等について、名簿情報管理責任者等登録届（様式第2号）により市へ届け出るものとする。

2 消防組合は、提供された名簿情報の閲覧、複写の所持その他必要な措置を実施する者（以下「名簿情報取扱者」という。）を定め、名簿情報取扱者登録届（様式第3号）により市へ届け出なければならない。

3 消防組合は、名簿情報管理責任者若しくは名簿情報取扱者に変更が生じたとき、又は名簿情報の保管方法に変更が生じたときは、速やかに名簿情報管理責任者等変更届（様式第4号）により市へ届け出なければならない。

（名簿情報の利用制限）

第4条 消防組合は、提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。

2 消防組合は、提供された名簿情報（複写を含む。以下同じ。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の消防組合内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。

（名簿情報の複写制限）

第5条 消防組合は、提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。

（守秘義務）

第6条 名簿情報管理責任者、名簿情報取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(名簿情報の保管)

第7条 消防組合は、提供された名簿情報について、漏えい、紛失、滅失、き損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止のため、施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

(第三者提供の禁止)

第8条 消防組合は、提供された名簿情報を、消防組合以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは災害対策基本法に定める避難支援等関係者に該当する範囲内についてはこの限りではない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 消防組合は、提供された名簿情報について、漏えい等が生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。

(名簿情報の返却義務)

第10条 消防組合は、名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに市に対し名簿情報を返却するものとする。

(損害賠償)

第11条 消防組合の故意又は重大な過失により、名簿情報の漏えい等の事故が発生し、市が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争があった場合は、市及び消防組合は誠意を持ってこれらに対処するものとする。この場合、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は消防組合に対して求償権を有するものとする。

(補則)

第12条 その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書の内容に疑義等が生じた場合には、市と消防組合が協議して定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年8月1日

向日市長

乙訓消防組合

管理者

様式第1号 (第2条関係)

向日市避難行動要支援者名簿情報受領書

(宛先) 向日市長

様

私は、向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第2条第1項の規定により、名簿情報を受領しました。

年 月 日

機関名

管理者名 _____ 印 _____

連絡先

名簿情報管理責任者等登録届

年 月 日

（宛先） 向日市長 様

機関名

管理者名



向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第 3 条第 1 項の規定により、名簿情報管理責任者並びに名簿情報の保管場所及び保管方法を次のとおり届け出ます。

1 名簿情報管理責任者

所 属	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X	
メー ル	

2 名簿情報の保管場所等

保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	

※保管方法は、「〇〇課事務室のロッカー内に施錠して保管」など、詳細を記載してください。

(表)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

名簿情報取扱者登録届

年 月 日

(宛先) 向日市長 様

機関名
管理者名

印

向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第 3 条第 2 項の規定により、名簿情報取扱者を次のとおり届け出ます。

所属・役職	名簿情報取扱者氏名	所属・役職	名簿情報取扱者氏名

(裏)

名簿情報取扱者の方には、災害対策基本法第49条の13及び避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書により守秘義務が課されます。

災害対策基本法第49条の13

第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

覚書内容（抜粋）

第4条第1項 提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。

第4条第2項 提供された名簿情報（複写を含む。以下同じ。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の消防組合内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。

第5条 提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行つてはならない。

第6条 名簿情報管理責任者、名簿情報取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

第7条 提供された名簿情報について、漏えい、紛失、滅失、き損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止のため、紙に印字された文書の形式で提供された名簿は施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

第8条 提供された名簿情報を、消防組合以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは災害対策基本法に定める避難支援等関係者に該当する範囲内についてはこの限りではない。

名簿情報管理責任者等変更届

年 月 日

（宛先） 向日市長 様

機関名
管理者名



向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第 3 条第 3 項の規定により、名簿情報管理責任者等の変更について、次のとおり届け出ます。

1 名簿情報管理責任者の変更

【変更前】	
所属	
役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX	
メール	
【変更後】	
所属	
役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX	
メール	

2 名簿情報の保管場所等の変更

【変更前】	
保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	
【変更後】	
保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	

※保管方法は、「〇〇課事務室のロッカー内に施錠して保管」など、詳細を記載してください。

3 名簿情報取扱者の変更

変更 内容	【変更前】		【変更後】	
	所属・役職	名簿情報取扱者氏名	所属・役職	名簿情報取扱者氏名
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				

※変更内容は、該当する項目を○で囲んでください。

※対象人数が多い場合は、用紙を追加してください。